

令和2年度宮城県水産林業行政の重点方針

本県の水産業・林業は、東日本大震災により全ての漁港施設及び沿岸部を中心に水産物・木材加工流通施設等が甚大な被害を受けましたが、市町村・国及び関係団体等と連携を図りながら早期復旧を進めてきた結果、漁港施設の復旧や海岸防災林の再生など基盤整備が進むとともに、主要魚市場（塩釜、石巻、女川、南三陸、気仙沼）の水揚げ金額や木材・木製品出荷額がほぼ震災前の水準まで回復するなど復旧は着実に進んでいます。

さらに、震災復旧を進める中で、主要5魚市場が高度衛生管理型魚市場として再整備されたほか、ギンザケ養殖でG I（地理的表示）の登録や、カキ養殖でのA S C（水産養殖管理協議会）国際認証取得、森林のF S C（森林管理協議会）国際認証取得の取組など、震災前にはなかった創造的復興の動きも現れてきています。

「宮城県震災復興計画」の最終年度となる令和2年度は、このような新たな動きを波及させながら復興の総仕上げに取り組むことはもとより、復興期間後の水産業・林業の発展に繋げる重要な年となります。

このため、復興の進展に伴い生じている様々な課題等にきめ細かく対応しながら、復興の完遂に向け総力を挙げて取り組むとともに、令和という新しい時代において、本県の水産業・林業が持続可能で成長する産業へと発展していくよう、イノベーションの創出や環境変化への対応力が高い産業基盤の確立を図っていきます。

<政策展開の方向性>

「環境と調和し活力ある新たな水産業・林業の創造」

世界規模での持続可能な社会の実現に向け、SDGsに貢献する産業として、水産業・林業に対する役割と期待が高まっています。

このため、「環境と調和し活力ある新たな水産業・林業の創造」をスローガンに掲げ、先端技術の活用や環境変化への対応、資源の循環的な利用などを推進しながら、成長産業化に向けた取組を加速していきます。

<宮城県震災復興計画>



【水産業】

I 現状と課題

本県水産業は、漁業・養殖業の産出額 819 億円（平成 29 年）、水産加工品出荷額 2,343 億円（平成 29 年）と沿岸部の地域経済を支える基幹産業であり、本県では、宮城の将来ビジョンで掲げる「富県宮城の実現～県内総生産 10 兆円への挑戦～」の達成に向けた重要な産業としても位置づけています。また、漁村・漁場は、沿岸域の環境保全、やすらぎの場の提供のほか、漁港施設や海岸保全施設は、生命・財産を守る防災機能を発揮するなど、多面的な機能を有しており、県民が安心して暮らしていくための不可欠な役割を果たしています。

本県の水産業を取り巻く環境は、世界的に水産物需要が拡大する中で、人口減少等による国内市場の縮小や担い手不足が進行するとともに、海洋環境の変化により水揚げ量が減少し、水産加工業においては、原料となる魚介類の価格高騰、震災で失った販路の回復が遅れるなど、一層厳しさを増しています。また、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させる「水産政策の改革」への的確な対応や、近年頻発・激甚化する自然災害に対する国土強靱化対策など、産業競争力を強化する取組を進めていくことが求められています。

II 基本的な方向性

「水産業の振興に関する基本的な計画※」に基づき、4つの重点項目を定め、「新たな水産業の創造」に向け取り組んでいきます。

<重点項目>

- 1 東日本大震災からの復興
- 2 持続可能な水産業の推進と産業力強化
- 3 全国豊かな海づくり大会の開催と多面的機能の発揮
- 4 水産業を支える地域や人材の育成

新たな水産業の創造

※令和 2 年度が終期となるため、新計画の策定を進めています。

III 重点項目及び重点施策

1 東日本大震災からの復興

漁港施設の復旧や海岸保全施設の整備、漁場ガレキの撤去の取組や県産水産物の放射性物質検査を継続するほか、震災により失った県産水産物の販路回復・開拓に向けた取組を引き続き推進します。

(1) 被災した漁港施設等の復旧

- 安全で安心な漁業活動が営めるよう、被災した漁港施設の復旧完了を図ります。
- 津波や高潮から沿岸市街地や漁村の生命・財産を守るため、海岸保全施設の整備

を推進します。

- 漁場の生産力回復を図るため、漁場ガレキの撤去作業や操業中に回収されるガレキの処分を支援します。

(2) 経営基盤の安定化や販路回復・開拓への支援

- 商談会や展示会を通じた商談機会の提供、流通業界等と連携した販路の回復・開拓を支援します。
- 県産水産物・水産加工品の認知度向上や「みやぎ水産の日」を核とした消費拡大の取組を推進します。
- 被災した漁業者・水産加工業者等の経営基盤の安定化を図るため、関係機関と連携して借入金の償還に係る負担軽減や円滑な資金調達を支援します。

(3) 放射性物質検査による安全確保と風評の払拭

- 出荷・流通前の放射性物質検査体制を維持し、県産水産物の安全性を確認します。
- 放射性物質検査結果及び安全性等に関する情報発信など、風評の払拭を図る取組を継続します。

2 持続可能な水産業の推進と産業力強化

種苗放流及びTAC（漁獲可能量）等の管理手法による水産資源の維持・増大や、生産性向上・就労環境の改善を図るとともに、MSC・ASC等の国際認証制度やHACCP認証の取得などを支援しながら、水産物・水産加工品の付加価値向上、販売力の強化を図ります。また、特定第3種漁港を中心に漁港の機能強化を図るほか、既存施設の長寿命化、海岸保全施設の水門や陸閘の自動化・遠隔化を推進します。

(1) 水産資源の適切な管理による資源の維持・回復

- アワビやサケなどの主要な水産資源の持続的利用を図るため、計画的な種苗放流を行うとともに、TAC等の公的規制の実施や漁業者による自主的な資源管理への取組を支援します。
- 水産資源や環境等に配慮した漁業・養殖業を推進するため、MSCやASCなど国際認証等の取得に向けた漁業者の取組を支援します。

(2) 収益性の高い漁船漁業・養殖業の推進

- 生産性の向上や就労環境の改善に向けて、機械化やICT等の先端技術を活用した生産施設の導入を推進します。
- 水産関係者が策定する「浜の活力再生プラン」、「浜の活力再生広域プラン」及び「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づく取組を支援するほか、生産物の高付加価値化や販売力の強化、生産コスト低減の取組等を支援します。
- 関係団体と連携し、貝毒等の検査体制強化や魚病の蔓延防止など食の安全・安心の確保に取り組みます。
- 海水温上昇等の環境変化に対応できる新たな養殖生産体制を構築するため、閉鎖

循環式陸上養殖研究施設の設置を進めます。

(3) 多様な水産資源の有効活用と販路拡大の推進

- 水揚げされる魚種の変化に対応するため、新たな資源の有効活用に必要な施設や機器類の導入を推進するとともに、製造・加工・流通段階におけるMSC/ASC/COC（加工流通過程の管理）認証や、HACCP認証の取得等の高度衛生管理に関する取組を支援します。
- 水産加工業の生産効率や収益力の向上、人材育成などの取組を関係機関と連携して支援します。
- GI登録された「みやぎサーモン」や商標登録された「伊達いわな」をはじめ、水産物・水産加工品のブランド力を強化し、付加価値向上と販路拡大の取組を支援します。

(4) 自然災害に強い漁港施設の強化・保全対策

- 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、特定第3種漁港の主要な防波堤や岸壁の耐震・耐津波強化を図るとともに、近年激甚化する台風・低気圧災害に備え、漁港施設の耐浪化対策を推進します。
- 漁港施設の長寿命化や、ライフサイクルコストの低減を図るため、水産基盤施設機能保全計画に基づき、予防保全型の対策工事を推進します。
- 災害時に安全かつ確実に操作を行うため、海岸保全施設の水門や陸閘の自動化・遠隔化を進めます。

3 全国豊かな海づくり大会の開催と多面的機能の発揮

「よみがえる 豊かな海を 輝く未来へ」をテーマに今年9月に本県で初めて開催される「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～」では、これまでの復旧・復興に対する数多くの支援への感謝の意を表すほか、豊かな海の未来への継承、森と海との強いつながりを広く伝えます。また、漁村・漁場が有する多面的機能を持続的に発揮させるため、漁業活動を通じ環境保全や藻場整備の取組などを推進します。

(1) 全国豊かな海づくり大会の開催

- 主要な栽培漁業対象種の稚魚放流などを通じて、豊かな海を未来に継承していくことの大切さを全国に向けて発信します。
- 本県水産業の特色や森・川・海的环境保全に関する活動、食と観光の魅力を広くPRするための関連行事を実施します。
- 「森と海の強いつながり」を水産業・林業が連携して発信するとともに、新たにブルーカーボンの取組を推進します。

(2) 漁村・漁場の多面的機能の発揮

- 豊かな生態系と漁場生産力の向上を図るため、漁業者等による海洋プラスチックごみなどの回収の取組や、磯焼け対策として藻場等の漁場整備を推進します。

- カワウ等による内水面漁業被害の拡大を防ぐため、内水面漁業協同組合と連携した被害対策及び被害量の把握に向け取り組みます。

4 水産業を支える地域や人材の育成

法人化等の推進や他産業等との連携により経営体の強化を推進するとともに、「みやぎ漁師カレッジ」や福祉分野との連携、外国人材受入制度の活用により、水産業の人材確保・育成を図ります。また、海水温上昇などの海洋環境変化に対応できる養殖技術等の開発を推進します。

(1) 強い経営体の育成と後継者対策の強化

- 経営の法人化や協業化等を推進するほか、他産業・異業種連携や産学官連携の強化等により、強い経営体の育成に取り組みます。
- 「みやぎ漁師カレッジ」により、漁業体験及び漁労技術習得機会を提供し、新規沿岸漁業就業者の確保や後継者の育成などに取り組みます。また、沖合・遠洋漁業の就業者確保及び幹部船員育成の取組を支援するとともに、水産加工業への就労機会の拡大を図るため福祉分野との連携を進めます。
- 外国人技能実習生を含む水産加工業従業員及び漁業就業者の宿舍整備を支援するとともに、関係団体等の外国人材受入制度活用を支援します。

(2) 新たな水産業を創造する試験研究の推進

- 海水温上昇等の環境変化に適応する養殖種の探索や、養殖技術の改良に関する研究を進めます。
- T A C対象魚種等の資源量調査や情報提供の実施、ウニ、アワビなど磯根資源の実態把握及び効率的利用のための調査研究を行います。

【林業】

I 現状と課題

本県林業・木材関連産業は、林業産出額80億円（平成29年）、木材・木製品の出荷額854億円（平成29年）と地域経済を支える基幹産業であり、本県では、宮城の将来ビジョンで掲げる「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」の達成に向けた重要な産業としても位置づけています。また、森林は、県土の保全や水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・固定、豊かな山村地域の形成などの多面的機能を有しており、県民が安心して暮らしていくための不可欠な役割を果たしています。

本県の林業を取り巻く環境は、森林資源が成熟し本格的な利用段階を迎え、“木を使い・植え・育てる”という循環の仕組みを定着させていくことが求められる中で、林業の担い手不足や高齢化が進行しています。また、林業の成長産業化と森林資源の適正な管理の両立を図る「森林経営管理制度」の着実な推進とその実行を担う市町村への支援を的確に進めていくことが必要となっています。

II 基本的な方向性

「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」に基づき、4つの重点項目を定め、「持続可能な未来を創造する森林・林業・木材産業の実現」に向け取り組んでいきます。

<重点項目>

- 1 東日本大震災からの復興
- 2 林業・木材産業の一層の産業力強化
- 3 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮
- 4 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

持続可能な未来を創造
する森林・林業・木材
産業の実現

III 重点項目及び重点施策

1 東日本大震災からの復興

海岸防災林の再生を着実に進めるとともに、特用林産物の放射性物質検査による安全性の確保や生産再開に向けた取組を支援していきます。また、国際認証を受けた森林や木材の活用、海岸防災林の新たな管理体制の確立やその活用等を通じて、交流人口の拡大と地域振興を推進します。

(1) 海岸防災林の再生と特用林産物の復興

- 県土の保全や県民生活の安全を確保するため、海岸防災林の計画的かつ着実な再生を進めるとともに、県や市町村と協定を締結したボランティア団体と協働して海岸防災林の保育・管理活動を推進します。
- 特用林産物の放射性物質検査の十分な体制を維持し、安全・安心な特用林産物の

供給を図るとともに、出荷制限解除の取組を進めます。

- 出荷制限を受けている原木しいたけ等の特用林産物の生産再開に向けて、きのこ原木等の購入を支援するほか、県内原木林の再生に取り組めます。

(2) 地域資源をフル活用した震災復興と発展

- 森林の国際認証を核とした地域振興を推進するため、認証材製品のPRや販売促進に向けた取組への支援を通じて、地域モデルの創出を図ります。
- 再生した海岸防災林を「多くの人が集まる交流の場」、「震災の教訓を伝承する場」として活用を図ります。

2 林業・木材産業の一層の産業力強化

生産性を高めるための基盤整備やICTを活用した木材需給システムの構築により、生産流通改革を推進するとともに、県産CLT（直交集成板）等の新たな木材需要の創出とシェアの拡大を進めていきます。また、林業経営の効率化や森林資源の適正な管理を図る「森林経営管理制度」の着実な実施に向けた支援や国際認証制度の普及を推進します。

(1) 県産木材の生産流通改革

- 林業・木材産業の成長産業化の基盤を強化するため、高性能林業機械の導入や林内路網、木材加工流通施設の整備など、生産から加工流通に至る取組を総合的に推進します。
- 県産木材の安定供給と流通合理化による利用拡大に向け、ICTを活用した木材需給システムの構築を推進します。

(2) 県産木材の需要創出とシェア拡大

- 新たな木材需要の創出に向け、県産CLT等の普及拡大を推進するとともに、公共施設や多くの県民が利用する公共性の高い民間施設や商業施設等の木造・木質化を推進します。
- 地域の森林資源を循環利用する木質バイオマス利用の取組を支援します。

(3) 持続可能な林業経営の推進

- 森林施業の集約化を促進し、計画的で持続可能な林業経営の実現を支援するとともに、新たな「森林経営管理制度」の着実な実施を支援します。
- 森林の国際認証の新規認証取得や面積拡大への支援により、地域林業の振興と適切な森林経営を推進します。

3 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮

「木を使い・植え・育てる」という循環利用を通じた森林の整備・保全を推進するとともに、NPOや企業など多様な主体との連携による森林づくりの取組や松くい虫など森林病虫獣害対策を推進するほか、保安林整備や治山対策により安全・安心な県

土づくりを推進します。

(1) 資源の循環利用を通じた森林の整備

- 森林が有する多面的機能の持続的発揮に向け、伐採後の再造林を適切に進め、森林の整備・保全を図ります。
- 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の促進と林業の収益性向上を図るため、施業地の集約化と効率的な路網配置による、低コスト間伐を推進します。
- 成長が早く従来の造林樹種よりも短いサイクルで収穫することが可能なカラマツやコウヨウザン等の早生樹種導入に向けて、種子の増産やコンテナ苗の供給の取組を推進します。

(2) 多様性に富む健全な森林づくりの推進

- NPOや企業等との連携を図り多様な森林づくりを推進するほか、松くい虫など森林病虫獣害対策を推進します。
- スギ花粉症対策として、少花粉品種の苗木増産の取組を支援するとともに、再造林への活用拡大を図ります。

(3) 自然災害に強い県土の保全対策

- 令和元年東日本台風に伴う記録的な大雨により被災した林地及び林道施設の早期復旧に取り組みます。
- 東日本大震災後の降雨等により拡大傾向にある三陸海岸の山腹崩壊地等において、治山施設や保安林の整備を行います。
- 土砂流出防備保安林等の計画的な指定及び適切な管理・保全を行うとともに、山地災害危険地区等での防災・減災に向けた治山対策を実施します。

4 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

林業の人材確保や経験年数に応じた体系的な研修の実施によるキャリア形成を支援するほか、経営感覚に優れた経営者の育成を進めます。また、林業技術総合センターを技術・情報の集積・発信拠点として再整備するとともに、森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成に向けて、木育活動などを推進します。

(1) 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

- 林業の担い手を確保・育成するため、経験年数に応じた体系的な育成研修により就業者の定着とキャリアアップを支援します。また、高校生の就業体験やインターンシップ等の推進とともに、新たに新規就業希望者向けの技術研修の実施に取り組みます。
- 経営感覚に優れた林業経営者を育成するため、専門家による研修やセミナーの受講等を支援します。また、集約化施業の推進役となる森林施業プランナーの育成を支援します。

(2) 地域・産業間の連携による地域産業の育成

- 他の地域や異業種間での連携を推進し、森林資源を活用した新商品開発や販売促進に向けた取組を支援します。
- 特用林産物の振興を図るため6次産業化の取組やGAPの取得を支援するほか、関係機関、企業等との連携によるイベント開催などにより消費拡大を図ります。

(3) 新たな森林、林業・木材産業関連技術の開発・改良

- CLT等の新たな木材利用技術を取り入れ、林業技術総合センターの新本館と研修館の建設を進め、林業の技術及び情報の集積・発信拠点として整備します。
- 高齢級人工林の材質に関する研究や、県産スギ材をツーバイフォー工法の部材に活用する研究等、県産木材の利用加工技術の開発に取り組みます。
- 海岸防災林の着実な再生に向け、効果的な育林・管理技術の開発に取り組みます。また、初期成長や形質等に優れるスギ第二世代精英樹（エリートツリー）や無花粉スギの品種開発を進めます。
- 特用林産物の放射性物質低減化技術の開発や、みやぎのオリジナルきのこの開発を通じて、特用林産物の生産再開に向けた支援と新たな振興を図ります。

(4) 森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

- 木材や木の文化への理解醸成を図るため、民間団体が行う木育活動を支援します。
- 森林づくり・木づかいに対する県民等の参加及び理解の醸成に向け、県民参加型イベントの開催やホームページ等を活用した情報提供を行います。また、森づくり月間及び県産材利用推進月間の取組を推進します。

■ 用語集（記載順）

- (1) 主要5魚市場【p1】
水揚げ数量が多く、地域の拠点となる塩釜、石巻、女川、南三陸、気仙沼の5つの魚市場。
- (2) 高度衛生管理型魚市場【p1】
水産物の陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、(生物的、化学的又は物理的)危害要因を分析・特定し、取り除くための対策を総合的に講じることが可能な魚市場。
- (3) G I (Geographical Indications 地理的表示)【p1】
品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結び付いている農林水産物・食品等の名称。これらの名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」。
- (4) A S C (Aquaculture Stewardship Council 水産養殖管理協議会) 認証【p1】
水産養殖管理協議会が、環境に負担をかけず、地域社会にも配慮した養殖業や流通加工業者を審査、認証する国際的な水産エコラベル。
- (5) F S C (Forest Stewardship Council 森林管理協議会) 認証【p1】
森林管理協議会が、森林経営の持続性や環境保全への配慮など一定の基準を満たす森林や木材の流通加工業者を審査、認証する国際的な制度。
- (6) みやぎ水産の日【p3】
県内産の水産物や水産加工品の消費拡大を図るため、水曜日の「すい」と第3の「さん」という読み方にちなみ、毎月第3水曜日を「みやぎ水産の日」と定め、宮城の水産物を学ぶ機会や、食べるきっかけになる日としていけるよう、様々なPRを行っている。
- (7) T A C (Total Allowable Catch 漁獲可能量)【p3】
水産資源の持続的利用あるいは回復を図るために、魚種ごとに漁獲できる総量を設定して管理する制度であり、平成9年度から「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づいて実施されている。
- (8) M S C (Marine Stewardship Council 海洋管理協議会) 認証【p3】
海洋管理協議会が、持続可能で適切に管理されている漁業や流通加工業者を審査、認証する国際的な水産エコラベル。
- (9) H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point)【p3】
食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。
- (10) 特定第3種漁港【p3】
水産業の振興上、特に重要な漁港を政令で定めるもの。全国で13港指定されており、宮城県では気仙沼漁港、石巻漁港、塩釜漁港が指定されている。
- (11) 閉鎖循環式陸上養殖【p3】
陸上に人工的に創設した環境下で養殖を行う「陸上養殖」の種類で、飼育水を濾過システムを用いて浄化しながら循環利用し、飼育水を基本的には排水しないもの。
- (12) C o C (Chain of Custody 加工・流通過程の管理)【p4】
製品の製造・加工・流通の全ての過程において、認証水産物が適切に管理され、非認証原料の混入やラベルの偽装等がないことを証明するもの。

- (13) みやぎサーモン【p4】
水揚げの際に「活け締め」、「神経締め」と呼ばれる鮮度維持のための処理を施すことで、養殖ギンザケの最大の特徴である「新鮮で刺し身で食べられるサケ」にこだわった高品質、高鮮度な生食用のサケ。
- (14) 伊達いわな【p4】
宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場で開発した繁殖能力を持たない雌のイワナで、産卵期の成長停滞や身質低下が起こらないため、周年での供給が可能。
平成28年1月に商標「伊達いわな」として登録され、和洋中間わず幅広い料理に使える宮城の新たな特産品として普及を図っている。
- (15) ブルーカーボン【p4】
水マングローブや藻類など沿岸海洋生態系が二酸化炭素を吸収して固定される炭素のこと。海底に堆積した炭素は数千年の間、分解されないとされている。
- (16) 磯焼け【p4】
沿岸の岩礁域等で海藻が繁茂する藻場が、本来の海藻の季節的な変化や多少の経年変化の範囲を超えて、海藻の著しい減少・消失状態が続き、海藻が繁茂しなくなること。
- (17) 森林経営管理制度【p6】
適切な経営管理が行われていない森林を、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う仕組み。
- (18) CLT (Cross-Laminated-Timber 直交集成板)【p7】
一定の寸法に加工されたひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。
- (19) 林内路網【p7】
森林の区域内において、林道などの道路が網の目のように敷設されていること。
- (20) 木質バイオマス利用【p7】
木材からなるバイオマス(化石燃料を除く再生可能な生物資源)のこと。
- (21) 松くい虫【p7】
アカマツなどに寄生して、その樹皮下及び材部を食害する鞘翅目昆虫の総称で、その種類は数十種類ある。全国的に発生している松くい虫被害は、マツノマダラカミキリにより媒介されるマツノザイセンチュウによるもの。
- (22) コンテナ苗【p8】
硬質樹脂製の多孔容器(マルチキャビティコンテナ等)を使って育てた根鉢(土)付きの苗木。
- (23) 少花粉スギ品種【p8】
花粉の生産量が一般的なスギに比べ約1%以下の品種のこと(H30.12現在142品種があり、宮城県では5品種を開発)。
- (23) 山地災害危険地区【p8】
山地に起因する災害が発生するおそれのある地区について、危険度判定を基準に県が調査・把握している箇所のこと。
- (24) 森林施業プランナー【p8】
森林所有者に対して、施業の方針や事業を実施した場合の収支を明らかにした「施業提

案書」を提出して、施業の実施を働きかける「提案型集約化施業」により、施業集約化の推進を担う者。

- (25) **G A P (Good Agricultural Practice 農業生産工程管理)【p9】**
農業生産現場において、食品の安全確保などを目的とした適切な農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組。
- (26) **第2世代精英樹 (エリートツリー)【p9】**
遺伝的に優れた精英樹同士の交配により次世代を作り、その中から優良系統を選抜することで、従来よりも成長や形質に優れた個体。
- (27) **無花粉スギ品種【p9】**
花粉がまったく生産されないスギ品種のこと (H30.12 現在 5 品種が開発されているが、宮城県では未開発となっている)。
- (28) **森づくり月間【p9】**
毎年、植林適期である 4 月及び 5 月 (春期) 並びに 9 月及び 10 月 (秋期) を「みやぎ森林づくり月間」と定め、森林づくりに関する様々な取組を集中的に実施する。
- (29) **県産木材利用推進月間【p9】**
毎年 9 月から 11 月を「県産材利用推進月間」に設定し、木材利用の促進に関する様々な取組を集中的に実施する。